

# かとうマネジメントニュース

＝ ちょっといい話 ＝

税理士 加藤 二裕  
司法書士 加藤 裕

〒270-0034  
松戸市新松戸2-36-1  
フラワーキャッスル壱番館202  
TEL 047(349)6111  
FAX 047(349)6112  
http://kato.zei-mu.net  
e-mail:info@kato.zei-mu.net



あやめ

## ◆ 5月の税務と労務

国 税	4月分源泉所得税の納付	5月10日
国 税	3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	5月31日
国 税	9月決算法人の中間申告	5月31日
国 税	6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	5月31日
国 税	個人事業者の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	5月31日
国 税	確定申告税額の延納届出による延納税額の納付	5月31日
国 税	特別農業所得者の承認申請	5月15日
地方税	自動車税・鉾区税の納付 都道府県の条例で定める日	

5月

(皐月) MAY

2017 (平成29年)

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	

## 法人インフォメーション

ワン  
ポイント

経済産業省が本年1月から運用を開始しているWebサイト。国税庁の法人番号公表サイトと同様、知りたい法人の法人番号・法人名(商号)・所在地の基本3情報がわかる他、各省庁が保有するその法人に関する許認可、委託契約受注、補助金交付、表彰受賞等の情報がある場合には、一括で検索・閲覧できます。

# ふるさと納税のポイント



ふるさと納税については、「制度の仕組みがよくわからない」と利用を躊躇している人も見受けられます。そこで今回は、ふるさと納税の活用のポイントを整理してみます。

## I 個人のふるさと納税

### 1 制度創設の趣旨

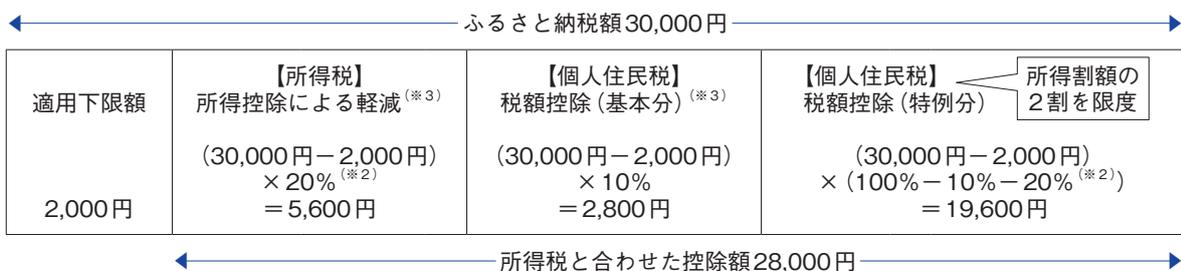
多くの人が地方のふるさとに生まれ、その自治体から医療や教育など様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に都会に生活の場を移し、そこで納税をしています。そのため、都会の自治体の税収は増えますが、生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。

そこで、「今は都会の住人となっても自分を育ててくれた『ふるさと』に自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」、そんな

(図表 1)

ふるさと納税に係る控除の概要	
ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限額まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。	
①所得税…(ふるさと納税額-2,000円)を所得控除(所得控除額×所得税率が軽減)	
②個人住民税(基本分)…(ふるさと納税額-2,000円)×10%を税額控除	
③個人住民税(特例分)…(ふるさと納税額-2,000円)×(100%-10%(基本分)-所得税率) →①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)	

◎控除イメージ<sup>(※1)</sup>



※1 年収700万円の給与所得者(夫女子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合。  
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する(復興特別所得税が加算されます)。  
 ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度。

問題提起から始まり、発展してきたのが、ふるさと納税制度です。

## 2 制度の概要

- (1) 控除の概要とイメージ(図表1参照)
- (2) 手続

### ① 原則

控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行う必要があります。

### ② 特例

確定申告が不要な給与所得者等については、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税を行う際にあらかじめその自治体に申請することにより確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が平成27年4月から始まっています。

(3) ふるさとの概念

自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となります。

(4) 適用時期

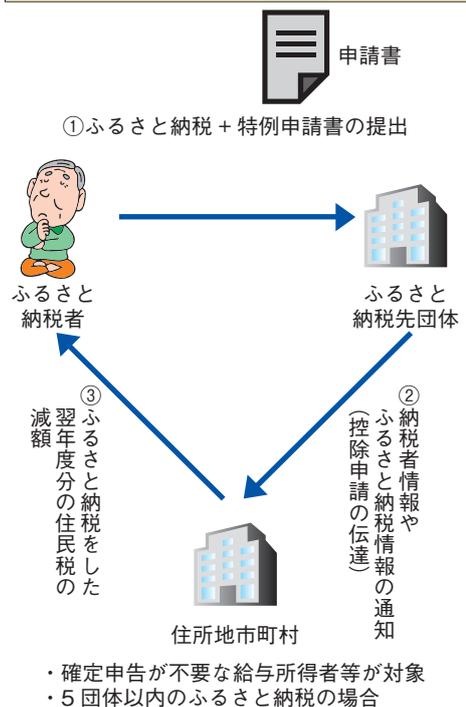
いつでもふるさと納税を行うことができます。

ただし、税の軽減については、1月から12月の暦年単位となります。

II 企業版ふるさと納税

自治体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行う寄附について、従来の自治体に対する寄附金の損金算入措置に加えて、法人税、法人事業税・法人住民税の税額控除措置が適用されます。これにより、寄附金額の約6割の負担が軽減されます(図表2参照)。

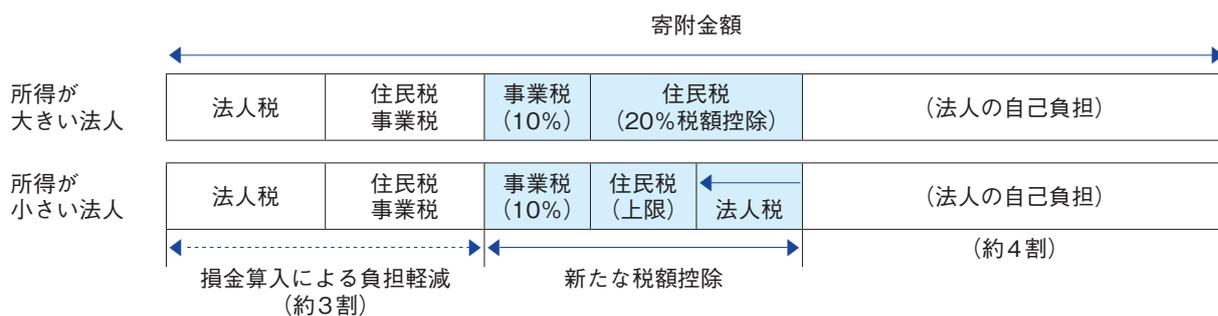
ワンストップ特例が適用される場合



(図表2)

寄附の対象(地域再生法に規定)	税制措置の内容
<p>対象団体：地方版総合戦略を策定する都道府県・市町村                      * 三大都市圏にある交付税不交付団体は対象外                      * 主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象外</p> <p>対象事業：地方創生を推進する上で効果の高い事業(地方版総合戦略に位置付け)                      * 対象事業について地域再生計画を作成し、国が認定</p>	<p>従来の損金算入措置(約3割の負担軽減)に加えて、</p> <p>① 法人事業税：寄附金額×10%の税額控除                      * 税額の20%(29年度～：15%)上限</p> <p>② 法人住民税：寄附金額×20%の税額控除                      * 税額の20%上限</p> <p>③ 法人税：②で控除しきれなかった額又は寄附金額×10%のうちいずれか少ない金額の税額控除                      * 税額の5%上限</p>

\* 31年度末期限



財務省資料

梅雨の楽しみ方

梅雨の時期になると外に出かけるのが億劫になります。でも、そんな梅雨を楽しんでみませんか？

湿度が高く蒸し暑い時期に登場するのがホテルです。地域によって差はありますが、早い場所では5月下旬から見られ、6月下旬から7月にピークになります。自然のホテルを見る機会が減ってはきましたが、インターネット等で情報を集められる時代です。イベント等をチェックして見に行ってはどうか？見たときの感動は

大きいです。

また、梅雨と同じ時期の6月から7月にかけて紫陽花(アジサイ)も見頃を迎えます。

梅雨の雨に濡れた紫陽花は、私たちの心に潤いをもたらしてくれます。雨の日でも景観を楽しむことができる、紫陽花鑑賞へ出かけてみるのも梅雨の時期ならではの楽しみ方のひとつです。

# 配当金領収証や配当金振込通知書には印紙の貼付が必要

配当金領収証や配当金振込通知書のうち、一定のものは印紙税の課税文書にあたり、印紙の貼付が必要です。

## 1. 配当金領収証とは

配当金領収証とは、配当金領収書その他名称にかかわらず、配当金の支払いを受ける権利を表彰する証書又は配当金の受領の事実を証するための証書のことをいいます。

「配当金の支払を受ける権利を表彰する証書」とは、会社が株主の具体化した利益配当請求権を証明した証書で、株主がこれと引換えにその証書に記載された取扱銀行等のうち株主の選択する銀行等で配当金の支払いを受けることができるものをいいます。

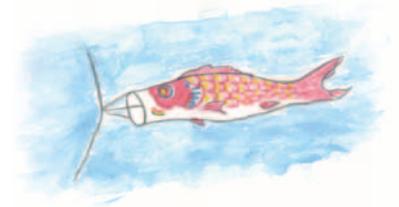
また、「配当金の受領の事実を証するための証書」とは、会社が株主に配当金の支払いをするに当たり、あらかじめ当該会社が株主に送付する証書のうち、配当金の支払を受ける権利を表彰する証書以外のもので、株主が取扱銀行等から配当金の支払を受けた際その受領事実を証するために使用するものをいいます。

## 2. 配当金振込通知書とは

配当金振込通知書とは、配当金振込票その他名称にかかわらず、配当金が銀行その他の金融機関にある株主の預貯金口座その他の勘定に振込済みであることを株主に通知する文書をいいます。なお、文書の表現が「振り込みます。」又は「振り込む予定です。」等となっているものについても配当金振込通知書に含まれます。



これらは印紙税の第16号文書として、記載された配当金額が3千円以上のもの及び配当金額の記載のないものについては200円の印紙税額となります。なお、記載された配当金額が3千円未満のものは非課税文書となります。



## 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を適用するためには、譲渡損失が生じた年分の所得税について一定の書類を添付した上で確定申告をし、その後において連続して確定申告書を提出する必要があります。上場株式等の譲渡がなかった年も、譲渡損を翌年へ繰り越すための申告が必要です。

この確定申告書には期限後申告書が含まれません。そのため、前年に上場株式等に係る譲渡損失の金額があったにもかかわらず、確定申告期限までに確定申告をしていなかったとしても、前年分について特例を適用した期限後申告書を提出すれば、当年分の当初申告において繰越控除の適用を受けることができます。

## 教育資金一括贈与 受贈者が30歳に達した場合の手続

教育資金を一括贈与した際の贈与税の特例の適用を受けている場合で、受贈者が30歳に達したときには教育資金管理契約が終了となります。

この場合で、その教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額については、受贈者が30歳に達した日（教育資金管理契約が終了する日）の属する年の贈与税の課税価格に算入されることとなります。そのため、贈与税の申告義務がある方は、贈与税の申告が必要となり、適用される法令は、それらの日が属する年分に施行されている法令となります。

なお、教育資金管理契約が終了した日において取扱金融機関の営業所等に対してまだ提出していない領収書等は、その教育資金管理契約が終了する日の属する月の翌月末日までにその領収書等を提出しなければなりません。